

3-1-4 日米構造問題協議

3-1-4-1 日米構造問題協議日本側中間報告（1990年4月5日）

日米構造問題協議 日本側中間報告

平成2年4月5日

貯蓄・投資パターン

I. 基本認識

1. 経常収支黒字の縮小

内需主導型の力強い成長に向けての適切な政策努力の結果、我が国の経常収支黒字は着実に縮小しており、86年度の対GNP比4.5%から89年度には2.2%と半減し、90年度においては2%を切る水準にまで下がることが見込まれる。この好ましい傾向には、我が国の輸入の著しい伸びのほか、我が国民の余暇の充実による海外旅行支出増も寄与している。特に米国の対日輸出は、米国の我が国以外の全世界向けの輸出を上回るペースで伸びている。

この好ましい傾向を確かなものとするため、今後とも、インフレなき内需主導型の持続的成長を目指す政策運営を行う。

経常収支黒字を引き続き縮小させることの必要性を認識し、その目的に向けて積極的に努力することを再確認する。また、国内の貯蓄と投資の不均衡の縮小がそのプロセスにとって重要であることを認識する。このことは、経常収支黒字の縮小に一層資するものとなろう。

2. 社会資本整備の必要性、重要性の確認

社会資本整備については、それが歴史的に遅れて始まったこともあり、我が国は、毎年、対GNP比で米国の約4倍に上る公共投資（Ig）を行い、社会資本の整備水準を高いペースで上昇させてきたが、依然欧米主要国より遅れている分野があることは否めない。

このような状況にかんがみ、我が国は、社会資本整備の必要性、重要性を強く認識し、今後とも、社会資本整備の着実な推進を図ることとする。

また、これは、インフレなき内需の持続的拡大を通じて、経常収支黒字の一層の縮小に資することにもなる。

II. 対応策

1. 平成2年度予算における積極的取り組み

- (1) 平成2年度予算編成の際、政府の「経済見通しと経済運営の基本的態度」において、国民生活基盤をより一層充実させるため、国民生活の充実に重点を置いた社会資本の整備に努めることを宣言した。

- (2) 平成2年度は景気が極めて好調であり財政刺激の必要性が乏しいと見込まれること、他方、NTT株式の売却収入を見込めない厳しい原資事情であることという二つの背景にもかかわらず、国の一般会計予算において引き続き高水準の公共事業関係費総額（7兆4,447億円）を確保する予算を編成した。また、地方公共団体の単独事業費（地方財政計画ベース）及び財政投融资における公共事業実施機関の事業規模は、それぞれ7%ずつ増加した。これらの結果、Igベースでは、総計約26.3兆円に上る。
- (3) 我が国において社会資本の計画的整備を進めるため現在15分野について作成されている社会資本整備長期計画のうち、平成2年度末に期限の来る8分野については、平成2年度予算の結果、7分野までが目標を超過達成することが見込まれている。

2. 今後の積極的な取り組み

- (1) 今後の中長期的な公共投資の在り方については、本格的な高齢化社会が到来する21世紀を見据え、着実に社会資本整備の充実を図っていく。

このため、

- ① 平成2年度末（1991年3月）に期限の来る8分野（住宅、下水道、公園、空港、港湾施設を含む。）の社会資本整備長期計画については、これらを更新し、最終報告までにその主要分野について現行規模を上回る計画の策定に当たっての積極的かつ具体的な整備目標を示唆するため、早急に検討を開始する。

その他の主要な分野の現行長期計画についても、将来、上記の計画と同様に充実が図られよう。

- ② 今後10年間の新しい総合的な公共投資計画を策定することとし、直ちに作業に着手する。この計画においては、国内投資を促進し、社会資本を改善し、また、貯蓄及び日本の経済規模に対する投資の不足が減少するように、実質的な社会資本整備の総額は、10年間に、現在の水準よりも大幅に拡充されることになろう。これは、他の手段と相まって、経常収支黒字の一層の縮小に資することとなろう。

このため、最終報告において、本計画の支出総額を明らかにするものとする。

これらにより、我が国の社会資本は、かなりの程度において充実した姿を示すことになろう。

- ③ 各年度の具体的な進め方については、日本における公共投資が経済・景気対策に大きな役割を果たしていることにかんがみ、インフレ、景気過熱を招かないように留意しつつ、各時点での経済・財政情勢を踏まえ機動的・弾力的に対処していく方針で臨む。

- (2) 公共投資の配分に当たっては、国民生活の質の向上に重点を置いた分野に、できる限り配慮していく。

- (3) 憲法の規定する単年度予算制度の下で、公共投資の執行の円滑化を最大限確保するため、国庫債務負担行為を有効に活用していく。

- (4) 都市再開発等の日本開発銀行を通ずる社会資本整備を含め、財政投融资資金を社会資本整備に更に活用していく。この観点から、財政投融资資金の配分に当たっては、住宅等、国民生活の質の向上に重点をおいた分野に、できる限り配慮していく。

- (5) 関西国際空港、東京臨海部開発等の大規模複合開発プロジェクトについて、関係省庁間で緊密な連絡調整を行うための体制を整備するなど、プロジェクト全体としての効率に十分配慮してい

く。

(6) 土地利用・規制緩和等

- ① 公共事業の円滑な実施のために、大都市地域における国公有地の都市施設、都市再開発及び公共的住宅プロジェクト用地としての活用等に十分配慮する。また、汐留操車場跡地については、国際化等に対応した多機能都市空間の形成と広域的な交通結節空間の形成を目指し、地下鉄、道路等都市基盤施設の整備も含め、高度利用していく。
- ② 大深度地下（首都圏においては約 50m 以深）の利用促進により大都市のインフラ等社会資本の整備を促進し、土地の高度利用を図るため、内閣を中心に鋭意対処していく。その際、法律面、安全面、環境面等の問題について、慎重な検討を要する。
- ③ 社会資本の整備に当たっては、関西国際空港や東京湾横断道路の例にみるように、民間部門の資金や、技術、ノウハウを活用することも重要であり、これらを最大限発揮できるよう、今後とも、必要に応じ、規制緩和や各種のインセンティブの付与を行う。
- ④ 特別措置法に基づき、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備を一体的に推進し、もって当該地域の住民の生活の向上と、秩序ある地域の発展を図っていく。（例：現在、常盤新線について基本計画の作成に向け、その整備運営主体等に関し協議中）。

(7) 米国企業が日本の建設市場に習熟することを目的とした日米合意を今後とも誠実に実施していく。

3. 民間部門の消費拡大等

- (1) 労働時間短縮については、国家公務員の完全週休 2 日制の実施に向けて本年 4 月より交替制等の週 40 時間勤務制の試行を実施すると共に、民間部門の労働時間短縮を推進するため、その啓蒙普及を図る。
- (2) 消費者信用の利便性向上の問題については、消費者保護、競争条件の公平化、信用秩序の維持に十分留意しつつ、銀行系のカード会社に対するリボルビング機能付与問題を含め、今後のクレジット産業の在り方について、割賦販売審議会において検討を進めており、最終報告までにその結論をとりまとめるよう努力する。
- (3) 銀行の CD の営業時間については、現在、何らの規制も加えられていないが、銀行等の自主的な営業判断によりその営業時間が延長される場合には、これを歓迎する。

土地利用

I. 基本認識

土地問題は、内政上の最重要課題の一つであり、日本政府は、まず、昨年 12 月土地基本法（注）を成立させた。また、日本政府は、住宅・宅地の供給を増加させる等の必要性を認識し、昨年 12 月に発表された「今後の土地対策の重点実施方針」等及び以下に基づき、各般の具体的施策を推進することとする。

これらの措置により、住宅需要等が増大し輸入機会の拡大につながることも期待される。

1. 大都市地域における住宅・宅地供給の促進。

2. 土地税制の総合的見直し.
3. 国公有地等の利活用.
4. 住宅・宅地の供給促進に必要なインフラ整備.
5. 借地法・借家法の見直し.
6. 線引き等の見直し及び個別の規制緩和の推進.
7. 公的土地評価の適正化.

(注) ①公共の福祉優先等の土地についての基本理念, ②国, 地方公共団体, 事業者及び国民の責務, ③土地に関する施策の基本となる事項を内容とする.

II. 対応策

1. 日本政府は, 90年度末までに, 以下の措置を講ずることとし, 所要の法律案を国会に提出する.
 - (1) 広域的な住宅・宅地の供給方針の策定のための制度の整備,
 - (2) 工場跡地等低未利用地を特定し, その利用を促進する制度の創設,
 - (3) 市街化区域内農地について宅地化を促進するための都市計画等の関係制度の整備・充実これらの措置により, 大都市地域における住宅・宅地供給の相当な増大が期待される.
2. (1) 土地税制については, 公平, 中立, 簡素という税制の原則を基礎に, 土地基本法に示された基本理念にのっとり, 土地に関する施策を踏まえ, 総合的な見直しを行うこととし, 今春税制調査会に小委員会を設け検討を開始し, 90年度中に成案を得て所要の法律案の提出を図る.
 - (2) 大都市地域の市街化区域内農地に関する税制については総合土地対策要綱に沿って, 関係制度の整備, 充実等と併せ相続税の納税猶予制度及び固定資産税の徴収猶予制度に着目して見直しを行い, 92年度からの円滑な実施を図る.
 - (3) 上記1. (2)の低未利用地に関する新たな制度の創設と併せ, 低未利用地に係る特別土地保有税について見直しを行い, その強化の可能性を検討する.
3. 大都市地域の国有地については, 90年度末を目途にその使用状況等を点検し, 公共用地の確保が必要な場合を除いて, 適切な民間の都市開発プロジェクト, 都市施設整備, 都市再開発及び公共的住宅建設プロジェクトのために, 処分その他の方法を通じて活用し得るようにする. また, 公有地について, 同旨を地方公共団体に要請する. 大都市地域に存在する大規模な国鉄清算事業団用地についても, 有効利用を図る.
4. 住宅・宅地の供給を促進するために必要なインフラの整備を着実に進める. この関連で, 「貯蓄・投資パターン」の部のII. 2. (1) (i)で明示したとおり, 構造問題協議の最終報告までに, 住宅について(90年度末に計画の期限の来る他の主要分野と同様)現行規模を上回る長期計画の策定に当たっての積極的かつ具体的な整備目標を示唆する方針である. また, 土地収用制度の活用を図る. 更に, 大深度地下の公的利用に関する制度につき, その利用促進を図る観点より, 検討を進める.
5. 諸情勢の変化に対応し, また, 賃貸人と賃借人との権利関係の改善を図るため, 借地法・借家法

の見直しが行われており、早ければ90年度末にも両法の改正要綱案を得る見通しである。日本政府は、同案を得て速やかに所要の法律案を国会へ提出する。これにより、土地のより適正な利用及び優良な賃貸住宅の供給促進が期待される。

6. 土地の有効利用促進の観点から、線引きや用途地域についても、今後、適時・適切な見直しを行う。この際、増大する住宅需要に応じて市街化区域の拡大が見込まれる。住宅供給の促進及び良好な都市環境の形成に資する優良なプロジェクトに対しては、高さ、容積率、建ぺい率に係る制限の緩和を含む個別の規制緩和措置の推進を図る。

7. 公的土地評価を適正なものとするべく、(1) 相続税評価については、同税の性格に配慮しつつ、取引価額に対し適切に近づけるよう可及的速やかに均衡化、適正化を図り、(2) 固定資産税評価については、地方公共団体に対し、91年度に行われる評価替えの際に均衡化、適正化を図るとともに、基準地等に係る路線価を公開するよう指導する。

価格メカニズム

I. 基本認識

わが国政府としては、大幅かつ不合理な内外価格差が長期にわたり存在することは、豊かな国民生活の実現という観点から望ましくないとの認識に立ち、内外価格差是正のための施策を推進することとしている。

1. 内外価格差の実態の把握及び産業界、消費者への情報の提供
2. 規制緩和及び独占禁止法の厳正な運用
3. 輸入の促進及び生産性の向上
4. 適正な地価の形成
5. 公共料金の適正化

II. 対応策

1. 内外価格差是正のための対策の実施

政府及び与党は、消費者重視の観点から内外価格差の是正に関する対策を総合的に推進するため、昨年12月4日、内閣総理大臣を本部長、経済企画庁長官、通商産業大臣、内閣官房長官及び自由民主党政務調査会長を副本部長とし、主要閣僚及び自由民主党幹部を構成員とする政府・与党内外価格差対策推進本部（The Government - LDP Joint Headquarters for Adjustment of Price Differentials between Domestic and Overseas Markets）を設置した。同本部は、本年1月19日に開催された第2回会合において、52項目からなる、内外価格差是正のための具体的な方策をとりまとめた。

具体的な方策の6本の柱は以下の通りである。

- (1) 関係省庁は、物資・役務に係る内外価格差の調査等によりその実態把握に努め、その是正、縮小を図るため、必要に応じ、所管業界に対し価格情報の提供その他所要の措置を講ずる。

- (2) 関係省庁は、流通について規制緩和、独占禁止法の厳正な運用等による競争条件の整備を図る。
- (3) 関係省庁は、内外価格差の是正、縮小に資するため、より一層の輸入促進や生産性の向上に努める。
- (4) 公共料金については、国際的な観点からコスト構成等の検討をも行いつつ、一層の生産性向上に努めることによって、料金の適正化を図る。
- (5) 地価については、土地対策関係閣僚会議における検討を踏まえて、関係省庁の連携を密にして、大都市を中心とした適正な地価の形成に努める。
- (6) その他規制緩和、独占禁止法の厳正な運用、消費者への情報提供等内外価格差の是正に資する施策を推進する。

関係省庁は、上記 6 本の柱に含まれる 52 項目の対策を着実に実施し、その実施状況を実施の都度公表する。

2. 継続的な内外価格調査の実施、消費者及び産業界に対する情報提供

通産省は、これまで、内外価格差の実態を把握するための価格調査を、日米共同価格調査を含め、繰返し実施してきた。

通産省は、今後とも継続的に内外価格調査を実施することとし、必要な予算を、平成元年度補正予算、平成 2 年度予算の中で要求した。具体的には、平成元年度補正予算に基づき、本年 3 月から、幅広い生活物資を含む 130 品目に関する内外価格調査を実施中である。また、平成 2 年度予算に基づき、60 品目に関する内外価格調査を 2 回実施する予定である。これら調査の結果を基に、消費者、産業界に対して、きめ細かい情報提供を行うこととしている。価格比較の情報提供に当たっては、輸入品を差別的に取り扱ったり、個別企業の価格決定を阻害するようなことは避けることとする。

更に、通産省は、本年 2 月 6 日、消費者、産業界との懇談会を開催し、内外価格差問題に関する意見を聴取した。その後、同様の会合を、これまでに全国主要 8 都市において開催した。今後も、内外価格調査の結果を基に、同様の会合を開催することとしている。

3. 規制緩和の推進

規制緩和については、新行革審において広範な検討を行い、政府は、その結果を踏まえ、規制緩和の推進に努めている。

具体的には、一昨年 12 月、新行革審の答申を受け、公的規制の改革を推進するため、規制緩和推進要綱を閣議決定した。さらに、昨年 12 月の平成 2 年度行革大綱（閣議決定）においても、引き続き、その積極的な推進に努めることを決定し、関係省庁において、鋭意努力を進めている。

また、政府は、本年 4 月 19 日に新行革審が解散した後の、規制緩和を含む行政改革の推進体制の在り方について、検討することとしている。

4. 日米構造問題協議中間報告に基づく措置

以上の措置に加え、日本政府は、本日米構造協議中間報告において指摘された構造問題に関し、具体的措置を講ずる。

これらの措置の幾つかは下に示すとおりであり、これらの措置の実施により、日本市場において価格機能が一層有効に働くことが期待される。

これらの措置は、1989年12月及び1990年1月に政府・与党内外価格差対策推進本部において決定された政策の6本の柱と52項目とともに実施されていくものである。

- (1) 大規模小売店舗調整法、酒類の販売、トラック輸送等の流通に関する規制緩和；関係省庁は、各般の措置を講ずることにより、流通市場における自由で公正な競争の強化を図っていく。これらの措置には、大規模小売店舗調整法に関する即時の運用緩和とその後の法改正や日本政府による透明かつ内外無差別な企業調達の勧奨を含む。
- (2) 独禁法及びその運用の強化による自由かつ公正な市場競争の促進；日本政府は違反行為の抑止効果を強めるため、カルテルに係る課徴金の引上げを予定する。公正取引委員会は刑事罰の活用を図る。

また、現行の損害賠償制度の活用のため、適切な措置を講ずる。

- (3) 社会資本の拡充；日本政府は、その諸努力に、輸入品の輸入と流通に関連を有する社会資本の相当な拡充が含まれることに留意する。新しい10ケ年の計画においては、国内投資を促進し、社会資本を改善し、また、貯蓄及び日本の経済規模に対する投資の不足が減少するように、実質的な社会資本整備の総額は、10年間に、現在の水準よりも大幅に拡充されることになろう。
- (4) 日本政府は土地問題に関し、各般の施策を推進することとする。これらの施策には、低未利用地を特定し、その利用を促進する制度の創設を含む土地の供給を促進するための施策、土地税制の見直し及び賃貸人と賃借人との権利関係の改善を図るための借地法・借家法の見直しを含む。

(注) 上記の措置の正確かつ全体の内容は、本中間報告の関係部分に記されている。

日米構造問題協議最終報告

平成2年6月28日

アメリカ合衆国大統領
ジョージ・ブッシュ閣下

日本国総理大臣
海部俊樹閣下

1989年7月の経済サミットでの日米両政府首脳による決定を受け、日米の構造問題協議作業グループは、別添の構造問題協議共同報告書を提出致します。

私達は、別添の報告書が、対外不均衡の一層の削減に貢献する日米双方の重要かつ広範な努力及び措置を含むものと信じております。これらの措置はまた、日・米双方において、より効率的、開放的、かつ競争力のある市場をもたらし、持続的経済成長を促し、生活の質的向上を導くものと思われま

す。報告書はまた、進捗振りをレビューし、問題分野に関連する事項及びこれらの事項に対処するための行動の必要性につき議論するために、フォローアップ・メカニズムを設けることとしました。このメカニズムの下で、作業グループは定期的に会合を行い、それぞれの国において構造問題の解決へ向けてなされた国際収支不均衡の削減に貢献する前進についてそれぞれ年次報告書を作成することと

リチャード・T・マコーマック 国務次官
チャールス・H・ダラーラ 財政次官補
S・リン・ウィリアムズ 通商次席代表
J・マイケル・ファーレン 商務次官
ジョン・B・テラー 経済諮問委員会委員
ジェームス・F・リル 司法省反トラスト局長

渡辺幸治 外務審議官
内海孚 財務官
鈴木直道 通産審議官
海野恒男 経企庁審議官

構造問題協議

日米構造問題協議の作業グループは、構造問題協議に関する別添の最終報告を發表することとした。同作業グループは、本報告が日米双方の重要かつ広範な努力及び措置を含む歴史的な文書であると信ずる。これらの措置は、多数国間協議の場を通して採られた政策協調努力を補完し、国際収支不均衡の削減に寄与すべきものである。この観点から、両国の大幅な国際収支不均衡には近年顕著な削減が見られた中で、両国政府はそれぞれの国の国際収支不均衡の更なる削減に努めることに強くコミットしている。上述の措置はまた、日・米双方において、より効率的、開放的、かつ競争力のある市場をもたらし、持続的経済成長を促し、生活の質的向上を導くものと思われる。両国政府は、これらの目標

を達成するとの固い決意を有している。

日米構造問題協議は、貿易収支の不均衡の削減に資することを目的として、両国で貿易と国際収支の調整の上で障壁となっている構造問題を識別し、解決するため、1989年7月にブッシュ大統領と宇野前総理により打ち出されたものである。1989年9月より1990年6月の間に5回の作業グループの全体会合を開催した。進捗状況に関する中間報告は、1990年4月5日に発表された。

日・米両政府は既に初期の措置を講じており、国際収支不均衡の調整を阻害する構造問題の解決のためのモメンタムの維持を確保する更なる措置に関する計画を作成した。両国政府は、最終報告が構造問題に対処するための大幅な前進であると信じる。

同作業グループは、貿易と国際収支の調整の障壁となっている両国の構造問題を解決するとのコミットメントを引き続き有することを強く再確認する。

一年間にわたる構造問題協議の作業を共同でフォローアップするために、構造問題協議の作業グループは、その会合を本件協議の特色である柔軟で、開放的で、時とともに変化するやり方で、両国の多省庁間協議方式の下で継続し、1年目に3回、その後は年2回、恐らくは、春、秋及び双方が合意する他の時期に、日本側は次官級レベル、米側は次官乃至次官補レベルで会合し、次のことを行うことに合意した。

——最終報告書に特定された課題に関する進捗振りをレビューする。

——構造問題協議において既に識別された問題分野に関連する事項及びこれらの事項に対処するための行動の必要性につき議論する。

——毎年春に、それぞれの国において構造問題の解決へ向けてなされた国際収支不均衡の削減に貢献する前進についてそれぞれが書面による報告書を作成し、両報告書を共にレビューし、また、両報告書とともに共同プレス発表を発出する。

最終報告にある措置で3年以上にわたるものを考慮し、構造問題協議作業グループはフォローアップのプロセスを3年後にレビューする。

これらの協議は、米国通商法第301条の枠外で行われてきたところであり、今後も行われる。

同作業グループは、構造問題協議のプロセスは、米国及び日本の経済への好影響に加え、他の諸国及び世界経済全般にも利益を与えると確信している。

土地利用

I. 基本認識

土地問題は、内政上の最重要課題の一つであり、日本政府は、まず、昨年12月土地基本法（注）を成立させた。また、日本政府は、住宅、並びに必要な公共・公益施設及び商業施設等の便利施設を備えた宅地の供給を増加させる等の必要性を認識し、昨年12月に発表された「今後の土地対策の重点実施方針」等及び以下に基づき、各般の具体的施策を推進することとする。

これらの措置により、住宅需要等が増大し輸入機会の拡大につながることも期待される。

1. 大都市地域における住宅・宅地供給の促進。
2. 税の一層の公平化、中立化及び簡素化を目的とする土地税制の総合的見直し及び調整。

3. 低・未利用の国公有地等の利活用.
4. 住宅・宅地の供給促進に必要なインフラ整備.
5. 借地法・借家法の見直し.
6. 線引き等の見直し及び個別の規制緩和の推進.
7. 公的土地評価の適正化.

(注) ①公共の福祉優先等の土地についての基本理念, ②国, 地方公共団体, 事業者及び国民の責務, ③土地に関する施策の基本となる事項を内容とする,

II. 対応策

1. 日本政府は,

- (1) 広域的な住宅・宅地の供給方針の策定のための制度の整備,
- (2) 工場跡地等低・未利用地を特定し, その住宅用, 業務用及び商業用等の利用を促進する制度の創設,
- (3) 市街化区域内農地について宅地化を促進するための都市計画等の関係制度の整備・充実の措置を講ずるため「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」及び「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」を6月に成立させたところである.

このうち, 上記(2)を踏まえ, 今回の都市計画法の改正に係る低・未利用地の特定のための制度は, 1990年中に整備し, 日本政府は本制度の積極的かつ迅速な活用を地方公共団体に奨励していく. これらの措置により, 大都市地域における住宅・宅地供給の相当な増大が期待される.

2. (1) 土地税制については, 公平, 中立, 簡素という税制の原則を基礎に, 土地基本法に示された基本理念にのっとり, 土地に関する施策を踏まえ, 総合的な見直しを行うこととし, 本年4月に税制調査会に小委員会を設け検討を開始したところである.

同小委員会は, 4月以降概ね週1回ペースでこれまでに13回の審議を行っており, 5月29日には, 「土地税制見直しの基本課題」を発表し, 税制の見直しの前提となる基本的な論点を整理したところである.

その後6月22日には, 「土地税制の見直しに当たって」を発表し, 土地の課税のあり方等についてこれまで委員から出された意見を整理している.

これらのメモの中では, 土地税制見直しの視点として, ①税制の公平性や中立性の観点から, 土地という資産に対し適正な税負担を求めていくことが重要であり, そのことが結果として土地の有効利用にも資することになる, ②土地政策の一環としての土地税制は, 投機的な土地取引を抑制しながら土地の有効利用の促進を図る点で重要な役割を果たしうる, との考え方が示されている.

また, 6月22日のメモにおいては, 下記の(2)(3), 7(1)(2)——これらのうち(2)(3)においては政府が相続税の納税猶予制度及び固定資産税の徴収猶予制度に着目して見直しを行い, また, 低・未利用地に係る特別土地保有税の強化の可能性を検討することとされている——に係る論点を含め, 土地の譲渡, 保有, 取得に対するより適切な税負担のあり方に関する様々な

意見が含まれている。

政府は、同小委員会での審議が順調に進められていることを高く評価し、かかる審議が土地の有効利用の促進等土地政策に貢献する土地税制の見直しにつながることを期待している。

今後、上記のメモに示されたような論点を踏まえ、土地税制見直しの具体案について審議が行われ、本年 11 月上旬までに報告がまとめられることとなっている。政府としては、税制調査会の答申がまとめられた際にはこれを尊重し、これに基づき、土地税制見直しの成案を得て 90 年度中に所要の法律案の提出を図る。

- (2) 大都市地域の市街化区域内農地に関する税制については、総合土地対策要綱に沿って、関係制度の整備、充実等と併せ相続税の納税猶予制度及び固定資産税の徴収猶予制度に着目して見直しを行い、92 年度からの円滑な実施を図る。
- (3) 上記 1. (2) の低・未利用地に関する新たな制度の創設と併せ、低・未利用地に係る特別土地保有税について見直しを行い、その強化の可能性を検討する、

3. 大都市地域の国有地については、90 年度末を目途に、現在その使用状況等を点検中であるが、その結果に基づき、公共用地の確保が必要な場合を除いて、適切な民間の都市開発プロジェクト、都市施設整備、都市再開発及び公共的住宅建設プロジェクトのために、処分その他の方法を通じて活用し得るようにする。また、公有地について、有効利用を図るよう地方公共団体に要請している。日本政府は、90 年度末までに低・未利用の国有地の特定を完了する。日本政府は、91 年度末までにこれらの国有地の有効利用化の目標を設定し、その目標に従って有効利用化を図ることとする。大都市地域に存在する大規模な国鉄清算事業団用地についても、有効利用を図る。

4. 住宅・宅地の供給を促進するために必要なインフラの整備を着実に進める。

この関連で、貯蓄・投資パターンにおいて示した整備目標に基づき、現行規模を上回る住宅建設及び下水道、都市公園等の整備の五箇年計画の策定に向けて作業を進めているところである。

また、土地収用制度については、87 年 10 月の臨時行政改革推進審議会の答申等を受けて、2 度にわたって、その活用について通達し、指導してきたところである。この結果、89 年度における事業認定は、前年度に比べ、20%以上の大幅な増加をみたところである。日本政府は土地収用のより積極的な活用を奨励していく。

日本政府はより効果的な地下利用の促進と併せ、大深度地下の公的利用に関する制度につき、その利用促進を図るため、法制化を含め種々の観点から検討を進める。

5. 諸情勢の変化に対応し、かつ、賃貸人と賃借人との権利関係の改善を図るため、また、住宅の利用可能性の増大が望ましいことを考慮して、借地法・借家法の見直しが行われており、早ければ 90 年度末にも両法の改正要綱案を得る見通しである。日本政府は、同案を得て速やかに所要の法律案を国会へ提出する。これにより、土地のより適正な利用及び優良な賃貸住宅の供給促進が期待される。

6. 土地の有効利用促進及び市街化区域内農地の計画的宅地化の促進の観点から、線引きや用途地域変更について、適時・適切な見直しを推進する。特に、大都市地域においては、増大する住宅需要に応じて、線引きの見直しを推進する。

また、良好な都市環境を形成しつつ、住宅供給を促進する優良なプロジェクトについては、高さ、容積率等に係る制限の緩和を行う住宅地高度利用地区計画制度等の創設を内容とする「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」を6月に成立させたところであり、90年末までに施行し、既存制度とあわせ個別の規制緩和措置の推進を図る。

7. 公的土地評価を適正なものとするべく、(1) 相続税評価については、同税の性格に配慮しつつ、取引価額に対し近づけるよう速やかに均衡化、適正化を図り、(2) 固定資産税評価については、地方公共団体にし、91年度に行われる評価替えの際に均衡化、適正化を図るとともに、基準地等に係る路線価を公開するよう指導する。